

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社誠華

業者の住所：広島県東広島市志和町志和堀3246-6

2 指名停止措置期間：令和3年11月9日から令和4年2月8日まで（3か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

株式会社誠華の元代表取締役は、広島県東広島市発注の道路河川等維持業務をめぐり、同市職員が同社を下請けに入れるよう便宜を図った見返りに、同市職員に対して現金を渡したとして、令和3年9月27日、贈賄容疑で広島県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当するため。

### 指停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア、イ、又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3月以上9月以内
イ 一般役員等	2月以上6月以内
ウ 使用人	1月以上3月以内